

DEVELOPMENTAL DISABILITIES ADMINISTRATION  
**10歳の誕生日における受給資格失効の通知**  
**Notification of Age Ten (10) Eligibility Expiration**

日付：

受給者氏名および住所

クライアント代表者名と住所

**件名：10歳の誕生日における受給資格失効の通知**

あなたのお子様は、現在発達障害管理課（DDA）のクライアントです。あなたのお子様のDDAへの資格は10歳の誕生日に失効します。あなたのお子様を引き続きDDAの資格を維持するには、お子様が10歳の誕生日を迎える前に再申請を行わなければなりません。以下の症状のいずれかにおいて受給資格があると再決定されなければなりません。

知的障害、脳性麻痺、てんかん、自閉症、その他の神経症または知的障害に似たその他の症状。

この再決定に必要な事項をお知らせするため、必須文書一覧を添付しました。

**再申請はどのように行えばいいのですか？**

遅くともお子様が10歳の誕生日を迎える90日前にはDDAの受入れと適正資格課に連絡を取り、再申請書一式を要請してください。申請書の要請は、書面もしくは下記の電話番号への電話による要請のいずれも可能です。申請書一式は、あなた宛てに郵送されます。申請書類は、ウェブサイト <https://www.dshs.wa.gov/dda/consumers-and-families/eligibility> から入手することも可能です。

**再申請をしない場合はどうなりますか？**

再申請書類を要請しない場合、またはお子様の10歳の誕生日から最低60日前までにDDAに申請書を返送しない場合、お子様の資格は10歳の誕生日をもって失効します。お子様がDDAの有償サービスを受給している場合、そのサービスはお子様の10歳の誕生日に終了します。

**DDAの資格失効が特殊教育プログラムやSSI資格に影響を及ぼすことはありません。また現在、受けているMedicaidやTANF、フードスタンプなどのDSHSサービスに影響を及ぼすこともありません。**

お子様の10歳の誕生日から最低90日前までに、できるだけ早くご返答ください。あなたからの返答がない場合、当方ではあなたがお子様のDDAと継続を希望しないものと判断します。10歳の誕生日までに資格条件を証明する適切な書類が提出されなかった場合には、DDAの受給資格およびDDAサービスは10歳の誕生日をもって失効します。

質問がある場合、もしくは再申請書類を希望する場合は、以下までご連絡ください。

---

氏名

電話番号

Eメールアドレス

受給資格を統括する州法(WAC 388-823)は、ウェブサイト <https://www.dshs.wa.gov/dda/consumers-and-families/eligibility> で入手できます。

添付： 必須文書一覧

cc: 顧客ファイル  
法的代理人

必須文書一覧

発達障害	年齢	診断結果	診断医	その他の記録
知的障害	4歳以上	知的障害	有資格の心理士、ワシントン州認定の学校心理士または全米心理学会認定のその他の学校心理士	過去36月以内に行われた平均以下標準偏差2点以上の全検査IQ点数と、平均以下標準偏差を2回以上下回る適応能力を含む完全な心理報告書。
脳性麻痺	4歳以上	脳性麻痺 四肢麻痺 片麻痺 両麻痺	有資格医師	3歳前に発病し、2つ以上の分野（排便、入浴、食事、着替え、移動、またはコミュニケーション）において毎日直接的かつ物理的な介護を必要とすることを記載した情報。
てんかん	4歳以上	てんかん、または発作性疾患	公認神経科医	病歴と神経学的検査に基づく診断、突発性または再発性発作の医師または神経科医による診断、および適応能力試験で2つ以上の分野で平均を標準偏差2以上下回る大幅な遅延が見られる。
自閉症 (DSM-IVによる)	4歳以上	自閉症または自閉症障害 DSM-IV-TR、299.00 による	有資格の心理士、資格を持つ医師または発達障害センターの上級登録正看護師 (ARNP) もしくは有資格。神経科医、精神分析医または発達障害・行動小児科医	DSM-IV-TRに準拠するすべての診断条件の完全な評価、社交性、言語、コミュニケーション能力または象徴的・創作的遊びにおいて3歳前に遅延または異常機能の証拠があり、および適応能力試験で2つ以上の分野で平均を標準偏差2以上下回る大幅な遅延が見られる。
自閉症スペクトラム障害 (DSM-5による)	4歳以上	自閉症スペクトラム障害 299.00 両方の列で重度2または3を含むDSM-5による	有資格の心理士、資格を持つ医師または発達障害センターの上級登録正看護師 (ARNP) もしくは有資格。神経科医、精神分析医または発達障害・行動小児科医	DSM-Vに準拠するすべての診断条件の完全な評価、重症度尺度の両カラムにおいて2つか3つの重症度を伴う3歳前に遅延または異常機能の証拠があり、適応能力試験の2つ以上の適応機能で標準偏差を2以上上回る大幅な遅延を見られ、FSIQで平均の標準偏差1以上下回り、もしくはDSM-IVに基づき自閉症障害299.00の全条件を満たしている。
別の神経学的または知的障害に似たその他の症状	4歳以上	知的障害または適応能力障害の原因となる神経または染色体異常	有資格医師	過去36月以内に行われた全検査IQの点数が標準偏差の1.5以上平均を下回り、適応能力試験で2つ以上の分野で平均を標準偏差2以上下回る大幅な遅延を見せている。

注記: 本書はあくまでも一般的な指針であり、DDAは追加情報または審査を要求することがあります。本書は資格を決定する際の第一段階です。DDAへの資格はWAC 第388-823章に基づき決定されます。